

東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会設置要綱

	平成7年12月15日
	7福地地第582号
	平成13年4月1日
	13福生地第84号
改正	平成16年8月1日
	16福生地第779号
改正	平成30年9月5日
	30福保生計第1354号
改正	令和3年8月31日
	3福保生計第904号
改正	令和5年2月24日
	4福保生計第1791号
改正	令和5年6月28日
	5福保生計第596号

第1 設置

東京都における福祉のまちづくりに関する施策の推進について、事業者団体等と連絡協議を行うことにより相互の有機的な連携を図るため、「東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

連絡協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する施策の推進についての連絡協議
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の推進についての情報交換
- (3) その他、必要な事項に関すること。

第3 構成

連絡協議会の委員は、福祉局長が委嘱する事業者団体等の別表に掲げる職にある者をもって充てる。

第4 委員の任期

委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 連絡協議会の運営

連絡協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 連絡協議会は、会長が必要に応じて招集する。
- 3 会長は、連絡協議会を主宰する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第5の2 オンラインによる会議

感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

第6 庶務

連絡協議会の庶務は、福祉局生活福祉部において処理する。

第7 その他

この要綱の定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成7年12月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表

一般社団法人東京都建築士事務所協会	専務理事
一般社団法人日本道路建設業協会	副会長兼専務理事
一般社団法人東京建設業協会	事業部長
東日本旅客鉄道株式会社	首都圏本部 企画総務部 経営戦略ユニットチーフマネージャー
一般社団法人日本民営鉄道協会	運輸調整部長
一般社団法人東京バス協会	専務理事
一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	専務理事
一般社団法人全国銀行協会	パブリック・リレーション部長 兼広報室室長
一般社団法人日本百貨店協会	政策グループ主幹
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会	事務局長
日本チェーンストア協会関東支部	支部参与
東京都商店街振興組合連合会	組織課長
一般社団法人日本ホテル協会	事務局長
一般社団法人日本フードサービス協会	常務理事
東京都興行生活衛生同業組合	事務局長
一般財団法人東京私立中学高等学校協会	事務局長
東京都遊技業協同組合	専務理事
アビリティーズ・ケアネット株式会社	営業本部長
日本労働組合総連合会東京都連合会	副事務局長